

介護福祉課 ☎ 22-3042

ツリーハウス&コンビネーション遊具 全世代が楽しめる児童公園に

「自分たちだけでなく全世代が楽しめる」をテーマに令和2年5月から町内小学生10名が児童公園の遊具整備に向けて検討を進めてきました。その結果、今年3月に大橋児童公園のツリーハウス、松崎児童公園のコンビネーション遊具が完成しました。

手作りのツリーハウス 「全世代が楽しめる」ように大人もくつろげるウッドデッキを備えたデザインを子どもたちも一緒に考え、ツリーハウスビルダーに教えてもらいながら、令和3年10月から作り上げてきました。木材を切ったり、釘で打ったりと慣れない作業も友達同士で協力しながら、試行錯誤の末、完成しました。

コンビネーション遊具 松崎児童公園は、グラウンドゴルフなどで大人のみなさんが利用されるなど多目的な公園ですが、以前設置されていた遊具は老朽化が進んでいました。そこで、子どもたちも安心して楽しめるコンビネーション遊具を設置し、「全世代が楽しめる」公園が完成しました。

教育課 ☎ 22-0517

町民体育大会をスポーツフェスタに変更 総合スポーツイベントへ見直し

令和4年度から町民体育大会の名称を「錦江町スポーツフェスタ」に変更し、これまでの一堂に会する運動会と、競技別大会を期間内に行う総合的なスポーツイベントに見直します。誰もが楽しめる参加しやすいイベントになるよう内容検討を進めます。

令和4年度から変わる町民体育大会のおもな変更点

- 1 町民体育大会から「錦江町スポーツフェスタ」に
- 2 1日開催を「半日開催」へ変更し競技別大会を開催(競技別大会は期間を設けて別日に開催します)
- 3 運動会は毎年「錦江町総合運動公園」で開催(競技別大会は、競技ごとに会場を設定します)



2月28日に第2回運営委員会が行われ、今後の方向性を協議。スポーツを通して子どもからお年寄りまで広く交流できるイベントを望む声が多く聞かれました。

地域包括支援センター ☎ 22-3030

認知症フレンドリー事業所登録制度 登録事業所にステッカー交付

4月から認知症フレンドリー事業所登録制度がスタートしました。町内事業所の皆さんと、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指すので、登録事業所には特製ステッカーを交付。広報誌などを通じて取組を紹介し、登録を希望される事業所は介護福祉課へお問合せください。

- 1 登録を希望する事業所が申請書を提出
- 2 審査後に登録してステッカーを交付
- 3 取組を広報誌やHPなどで紹介



登録要件 ①～③すべての要件を満たすこと

①事業所の代表者を含め従業員の20%以上が町主催の認知症フレンドリーパートナー養成講座を受講していること
②高齢者などの行方不明者が発生した場合に情報提供など早期発見への協力を行うこと
③認知症になっても生活しやすいまちづくりに向けた取組を継続的に行うこと

次回告知

認知症フレンドリーパートナー養成講座
時間▶5月17日(木) 18時～20時
場所▶錦江町文化センター 2階会議室

教育課 ☎ 22-0517

年を取っても生きがいのある生活を ふれあい学級の学級生を募集

高齢期になっても社会変化に対応する教養や技術を習得し、生きがいのある生活を送る「ふれあい学級」の参加者を募集しています。学級生の申込みは随時受け付けていますので、参加を希望される方は教育課までお問合せください。



対象者▶町内在住で65歳以上の方
申込期間▶随時受け付けています
活動期間▶4月から令和5年2月まで各月1回
学習内容▶健康教室、交通教室、防火防災教室、学校訪問、地域めぐり等の活動を計画しています



昨年度は照葉樹の森での創作活動や木質バイオマス施設の見学、脳若トレーニング、大根占小児童との交流などを行いました。

住民税務課 ☎ 22-3037

軽自動車税は減免が受けられます 減免申請手続きは5/2日(日)まで

軽自動車などの所有者(納税義務者)で、障害者本人(ただし18歳未満の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の場合は、その方と生計を一にする方を含む)は軽自動車税の減免措置が受けられます。減免手続きの申請期限は5月2日(日)まで。

申請に必要なもの 本庁住民税務課・支所住民生活課

- 車検証●免許証●印鑑●軽自動車税納付書(納めていないもの)●手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳)
- マイナンバーの記載されている書類(マイナンバーカード、通知カード、住民票など)

▶減免は障害者ひとりにつき1台です。すでに普通自動車税の減免を受けている場合は減免されません。▶車検証の車体の形状欄に「車いす移動車」などと記載

されている場合も減免の対象になります。▶障害などの区分や等級によっては減免を受けられない場合がありますので、事前にお問い合わせください。



産業振興課 ☎ 22-3034

育苗法改正で4月1日から登録品種の 増殖には許諾が必要になります

育苗法改正により4月1日から登録品種を増殖するためには許諾が必要になりました。自分の農業生産に使用する場合も育成者の許諾が必要となります。農研機構HP→
下記の場合も許諾が必要となります。育成者に確認してください。

自分で収穫した米を種もみとして利用

自分で収穫したイモを種イモとして利用

イチゴのランナーによる苗の増殖

サツマイモのつる苗の増殖

教育課 ☎ 22-0517

成人年齢は18歳に引き下げられますが 「二十歳の集い」に改めて開催

令和4年4月から成人年齢が18歳に引き下げられますが、錦江町ではこれまで通り20歳の方を対象に記念式典を行います。名称は高校生や成人式参加者へ募集した結果「二十歳の集い」に決まり、令和5年1月3日の式典から新たな名称で開催します。

名称を改めて「令和5年錦江町二十歳の集い」を開催

令和5年1月3日に開催予定。対象年齢は2002年4月2日から2003年4月1日に生まれた人となります。



成人年齢にあわせて18歳を対象とした場合、1月は進学や就職など進路決定の大切な時期と重なり、式典への出席が困難と予想されることがおもな理由です。

住民税務課 ☎ 22-3039

浄化槽設置に係る費用の一部を補助します 合併処理浄化槽の設置補助金

合併処理浄化槽を新たに設置する場合に、費用の一部を補助金として交付します。町内業者と町外業者が施工する場合では補助金額が変わりますのでご注意ください。

人槽別補助金額

人槽区分	補助金額	
	町内業者施工	町外業者施工
5人槽	432,000円 (532,000円)	382,000円 (482,000円)
6～7人槽	514,000円 (614,000円)	464,000円 (564,000円)
8～10人槽	648,000円 (748,000円)	598,000円 (698,000円)

●()内の金額は、単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽に入れ替える場合の補助金額

●補助金は予算の範囲内で実施します。予算額に達した場合は終了となりますので事前にご確認ください。